(趣 旨)

第1条 知事は、地元への波及効果が大きく、産業振興を図るうえで重要と認められる企業の立地を促進するための助成措置を講じることにより、その立地を容易にし、もって雇用機会の確保や産業構造の高度化、産業の空洞化防止等に資するとともに、県土の均衡ある発展及び県民生活の安定と向上に寄与するために、この要項で指定する事業所を新設又は増設するものに対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(定 義)

- 第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 立地企業 県内に事業所等を新設又は増設するもので、県との間に立地協定を締結するもの又は県が立会人となって市町村との間に立地協定を締結するものをいう。
 - (2) セミコンダクタ、モビリティ、新エネルギー関連、食品バイオ、IT・コンテンツ関連業 別表3に掲げる日本標準産業分類(平成19年総務省告示第618号)で半導体関連、自動車関連、新エネルギー・次世代素材関連、食品バイオ関連(医療、健康、農業等)、IT・コンテンツ関連の業種のものをいう。
 - (3)物流施設関連業 別表3に掲げる日本標準産業分類で物流施設関連の業種のものをいう。
 - (4) 研究開発業 セミコンダクタ、モビリティ、新エネルギー関連、食品バイオ、I T・コンテンツ関連業、物流施設関連業、一般製造業で研究開発施設又は研究開発分 野を設置するものをいう。
 - (5) 一般製造業 日本標準産業分類に掲げる製造業のうち第2号に掲げる業種以外 のものをいう。
 - (6) 外資系企業 外資比率が50パーセントを超え、かつ、業種がセミコンダクタ、 モビリティ、新エネルギー関連、食品バイオ、IT・コンテンツ関連業、研究開発業 又は一般製造業に属する企業をいう。
 - (7) 大規模投資企業 第2号から第6号に掲げる業種で、大規模な投資雇用効果が見込まれ、本県産業の中核となり得る企業をいう。
 - (8) 事業所等 第2号から第7号に掲げる業を営むための事業所及び工場をいう。
 - (9) 固定資産 事業所等に必要な地方税法(昭和25年法律第226号)第341条 に規定する固定資産をいう。ただし、土地を除く。
 - (10) 投下固定資産額 前号の固定資産の消費税を含まない固定資産台帳の取得価額 とする。
 - (11)リース資産 第9号の固定資産を法人税法(昭和40年法律第34号)第64 条の2第3項に規定するリース取引により導入するものをいう。
 - (12) 投下リース資産額 前号のリース資産の消費税を含まない固定資産台帳の取得 価額をいう。
 - (13)新規雇用者 事業所等の操業開始に伴い、当該事業所等に新たに従事する者(日 々雇い入れられる者を除く。)をいう。

- (14) 正社員 前号の新規雇用者のうち、労働基準法第14条に規定する労働契約に おいて期間の定めのない常用従業員をいう。
- (15) 非正規社員 第13号の新規雇用者のうち、前号の正社員を除く者をいう。
- (16)新設 新たに県内に事業所等を設置すること、若しくは既に県内に事業所等を 有する者が当該事業所等の敷地以外に新たに事業所等を設置すること、又は既に県内 に事業所等を有する者が新たに当該事業所等と異なる業種の独立した事業所等を設置 することをいう。
- (17) 増設 既に県内に事業所等を有する者が製造等の能力を増加させるための事業 所等を設置することをいい、新設以外のものをいう。

(補助対象企業)

- 第3条 補助の対象となる企業は、次の第1号から第6号に定める要件のいずれかを満たし、かつ、第7号に定める要件を満たす事業所等を新設又は増設しようとする立地企業とする。
 - (1) セミコンダクタ、モビリティ、新エネルギー関連、食品バイオ、IT・コンテンツ関連業、一般製造業を営む企業で、投下固定資産額と投下リース資産額の合計が3億円以上で、かつ、新規雇用者が5人以上であるもの。
 - (2) 食品バイオ業を営む企業で、投下固定資産額と投下リース資産額の合計が1億円以上で、かつ、新規雇用者が5人以上であるもの。
 - (3) 研究開発業を営む企業で、投下固定資産額と投下リース資産額の合計が5千万円以上で、かつ、新規雇用者が3人以上であるもの。
 - (4) 外資系企業
 - (5) 大規模投資企業で、投下固定資産額と投下リース資産額の合計が200億円以上で、かつ、新規雇用者が200人以上であるもの。
 - (6)物流関連業を営む企業で、投下固定資産額と投下リース資産額の合計が1億円以上で、かつ、新規雇用者が5人以上であるもの。
 - (7) 事業所等を新設する場合は、立地協定を締結した日又は用地を取得した日のいずれか遅い方(以下「協定等の日」という。)から5年以内に、増設の場合は、協定等の日から3年以内に操業が開始されるものであること。ただし、天災地変(災害対策基本法第97条に規定する激甚災害)により操業に遅れが生じた場合は、操業開始期日を延長できるものとし、その要件は、別表4のとおりとする。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により操業に遅れが生じた場合は、操業開始期日を延長できるものとし、その要件は、別表7のとおりとする。
- 2 前項第1号から第6号までの新規雇用者数の算定において、事業所等を設置した者が 50パーセント以上出資している法人等により当該事業所等の操業が行われる場合、同 法人等が雇用した者を含む。
- 3 第1項第1号から第6号までの新規雇用者数の算定において、事業所等を設置した者 が100パーセント出資している法人等が雇用した者を含む。

(適用事業所及び指定の申請)

- 第4条 知事は、新設又は増設された事業所等が前条に該当するときは、当該事業所等を この要項を適用する事業所等(以下「適用事業所」という。)として指定する。
- 2 前項の規定による指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事業所等の操業開始日の30日前の日までに適用事業所指定申請書(別記第1号様式)を提出しなければならない。

- 3 知事は、前項の申請書を受理した場合において、第1項の規定による指定をしたとき は、当該申請者に対し、適用事業所指定書(別記第2号様式)を交付するものとする。 (事業開始の報告)
- 第5条 前条第2項の適用事業所指定書の交付を受けた者は、当該適用事業所の操業を開始した日から10日以内に事業開始報告書(別記第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付対象経費及び補助金額)

- 第6条 補助金の交付対象となる経費は、第4条第1項の指定を受けた申請者が、事業所等を新設又は増設するために要した投下固定資産額と投下リース資産の合計額(スモールスタート研究開発業及び物流施設関連にあっては、事業所等の年間賃借額(敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除く)を含む)とする。なお、補助金の交付対象となる固定資産は、固定資産台帳の取得年月日が第2条第1項の立地協定締結日から前条の規定により報告した操業開始日までの間であるものに限る。
- 2 補助金の額は、事業の区分並びに投下固定資産額と投下リース資産額の合計額及び新 規雇用者の規模(外資系企業にあっては、事業の区分)に応じ、別表5で定めるところ により算定した額とする。
- 3 前項により定められた補助金の額のうち、半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地域の区域内、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第2項の規定により公示された市町村の区域内、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域内に、事業所等を新設又は増設する立地企業にあっては、別表5中の新規雇用者分の額に1.5を乗ずるものとする。
- 4 新規雇用者のうち、熊本県に県民税を賦課徴収されていない者にあっては、別表5の 補助金の額の算定に用いる新規雇用者数から除く。

(補助金の交付申請)

- 第7条 規則第3条第1項の申請書は、別記第4号様式によるものとする。
- 2 規則第3条第2項の添付書類は、事業実績報告書(別記第5号様式)とする。
- 3 第1項の申請書の提出期限は、当該適用事業所の操業を開始した日から後1年を経過した日とする。

ただし、スモールスタート研究開発業及び物流施設関連で、事業所等の年間賃借額への補助を伴うものにあっては、第1項の申請書の提出期限は、初年分にあっては操業開始日から1年を経過した日から14日以内、2年目分以降にあっては、当該初年分提出期限に対応する日以内とする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

- 第8条 知事は、前条第1項の申請書を受理したときは、当該申請に係る書類及び実地検査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定(以下「交付決定」という。)し、補助金額を確定するものとする。
- 2 前項の規定による交付決定及び額の確定の通知は、補助金交付決定及び額の確定通知書(別記第6号様式)により行うものとする。
- 3 第1項の補助金の交付は、知事の指定する期間内に分割して交付することができる。
- 4 申請者が前項の規定により定められた期間内において、適用事業所を廃止したときは、 当該廃止した年度以後の補助金の交付を行わないものとする。

5 申請者が第3項の規定により定められた期間内において、適用事業所を休止したとき は、当該休止した年度以降の補助金の全部又は一部の交付を行わないことができる。

第9条 削除

(補助金の請求等)

第10条 規則第16条第1項の請求書は、別記第7号様式によるものとする。

(補助金の返還等)

- 第11条 知事は、適用事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り 消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
 - (1) 操業開始後2年以内に事業を休止し、又は廃止したとき。
 - (2) 次条に定める財産の処分を制限する期間内に、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は取り壊したとき。
 - (3) その他知事が必要と認めたとき。

(財産処分の制限)

第12条 規則第21条第2項に規定する別に定める財産は、次のとおりとする。

財産名	財産の処分を制限する期間
第2条第9号の固定資産	それぞれの減価償却資産として の耐用年数

(証拠書類の保管期間)

第13条 規則第23条に規定する別に定める期間は、前条に定める財産の処分を制限する期間または5年のいずれか長い期間とする。

(雑 則)

第14条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行日等)

1 この要項は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要項は平成8年4月1日以降に立地協定を締結した企業から適用し、別段の定めがあるものを除き、平成8年4月1日前に進出協定を締結した企業(以下「施行日前協定企業」という。)に対する補助金については、この要項の規定にかかわらず、立地決定(進出協定の締結、用地取得又は建設着工のうち最も早く行われた行為をいう。)をした年度の熊本県企業立地促進補助金交付要項の規定の例による。
- 3 平成3年4月1日から平成8年3月31日までに協定等の日が属し、この要項の施行の日以降、当該協定等の日から5年度内までに操業を開始する企業(業種が日本標準産業分類に掲げる製造業、自然科学研究所、ソフトウェア業である企業)の補助金額については、この要項の規定により算出した額に、次の割合を乗じて得た額とする。

- (1)協定等の日が、平成3年4月1日から平成5年3月31日までの企業 3割
- (2) 協定等の日が、平成5年4月1日から平成8年3月31日までの企業 6割

附 則

(施行日等)

- 1 この要項は、平成9年4月1日から施行する。
 - (産炭地域振興及び雇用対策に係る特別措置)
- 2 平成9年4月1日から平成12年3月31日までに、産炭地域振興臨時措置法第10条で定める地域に事業所等を設置するため立地協定を締結した企業の場合にあっては、第3条第1号中「5億円以上」とあるのは「1億円以上」と、「20人以上」とあるのは「10人以上」と、同条第2号中「5億円以上」とあるのは「1億円以上」と読み替えるものとする。
- 3 前項に該当する企業に対する補助金額は、別表5で定めるとおりとする。ただし、同 企業が別表1のいずれかに該当するものであるときは、別表1を適用する。

附則

(施行日等)

- 1 この要項は、平成10年6月12日から施行し、平成10年4月1日から適用する。
- 2 平成10年3月31日以前に協定を締結したもの等については、当該協定等の日の属する年度の要項を適用する。
- 3 新規雇用者のうち、熊本県に県民税を賦課徴収されていない者(住民票を熊本県内に 異動している者を除く。)にあっては、別表1及び2中、「50万円」とあるのは「2 5万円」と読み替えるものとする。

附則

(施行日等)

1 この要項は、平成11年9月20日から施行する。

附則

1 この要項は、平成13年4月20日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要項は、平成14年12月2日から施行し、平成14年10月1日から適用する。
- 2 改正前の要項において一般製造業に分類され、改正後の要項において一般製造業に分類されないもので、県内に事業所等を新設する目的を持って平成14年9月30日以前から県と立地の折衝を続けているものについては、この要項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

- 1 この要項は、平成16年7月1日から施行する。
- 2 平成16年6月30日以前に協定を締結したものについては、なお従前の例による。

附則

1 この要項は、平成18年2月6日から施行する。

- 2 平成18年2月6日以前に協定を締結したものについては、なお従前の例による。
- 3 第2条第2号の改正規定中「半導体」の次に「・自動車」を、「半導体関連」の次に「、自動車関連」を加える部分、第3条第1号の改正規定中「半導体」の次に「・自動車」を加える部分、別表3に「自動車の項」を加える改正規定及び別表5の改正規定は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行日)

1 この要項は平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年3月31日以前に協定を締結したものについては、なお従前の例による。 (半導体関連企業に係る特別措置)
- 3 平成18年4月1日から平成23年3月31日までに、県内に事業所等を設置するため立地協定を締結した半導体関連企業の場合にあっては、別表5中「10億円」とあるものは「15億円」と読み替えるものとする。

附則

1 この要項は、平成20年3月31日から施行する。

附則

(施行日)

1 この要項は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成21年3月31日以前に協定を締結したものについては、なお従前の例による。

附則

(施行日)

1 この要項は、平成21年8月3日から施行する。

(経過措置)

2 平成21年8月2日以前に協定を締結したものについては、なお従前の例による。

附則

(施行日)

1 この要項は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成23年3月31日以前に協定を締結したものについては、なお従前の例による。 (グリーン関連業に係る特例措置)
- 3 別表5中にあるグリーン関連(新エネルギー・省エネルギー関連)については、平成 26年3月31日限り、その効力を失う。

附則

この要項は、平成25年8月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附則

(施行日)

- 1 この要項は、平成26年5月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。 (グリーン関連業に係る特例措置)
- 2 別表5中にあるグリーン関連(新エネルギー・省エネルギー関連)については、平成 29年3月31日限り、その効力を失う。

附則

(施行日)

1 この要項は、平成27年10月28日から施行する。

附則

(施行日)

1 この要項は、平成28年8月19日から施行し、平成28年4月14日から適用する。

附則

(施行日)

1 この要項は、平成29年4月1日から施行する。

(研究開発業に係る特例措置)

- 2 平成29年4月1日から平成32年3月31日までに、新たに県内に事業所等を設置するため立地協定を締結し、かつ、操業を開始した研究開発業を営む企業の場合にあっては、第3条第3号中「5千万円以上」とあるのは「1千万円以上」と、「5人以上」とあるのは「3人以上」と読み替えるものとする(以下、「スモールスタート研究開発業」という。)。ただし、限度額(1億円)を超える場合は、この限りではない。
- 3 前項に該当し、かつ、事業所等の年間賃借額への補助を伴う企業の場合にあっては、 第11条第1号中「2年以内」とあるのは「5年以内」と読み替えるものとする。
- 4 別表5中にあるスモールスタート研究開発業については、平成32年3月31日限り、 その効力を失う。

附則

(施行日)

1 この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附則

(施行日等)

- 1 この要項は、令和2年(2020年)8月28日から施行し、令和2年(2020年) 4月1日から適用する。
- (新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うサプライチェーンの生産拠点等の国内回帰に係る特例措置)
- 2 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うサプライチェーンの生産拠点等の国内回帰を 行う場合において、令和2年(2020年)4月7日から令和3年(2021年)3月 31日までに、新たに県内に事業所等を設置するため県との間に立地協定を締結するも の又は県が立会人となって市町村との間に立地協定を締結するものについて、その補助 要件、補助金の算定方法等については、別表6で定めるところにより算定した額とする。
- 3 別表6については、令和3年(2021年)3月31日限り、効力を失う。

(研究開発業に係る特例措置の延長)

4 令和2年(2020年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日までに、新

たに県内に事業所等を設置するため立地協定を締結し、かつ、操業を開始した研究開発業を営む企業の場合にあっては、第3条第3号中「5千万円以上」とあるのは「1千万円以上」と、「5人以上」とあるのは「3人以上」と読み替えるものとする(以下、「スモールスタート研究開発業」という。)。ただし、限度額(1億円)を超える場合は、この限りではない。

- 5 前項に該当し、かつ、事業所等の年間賃借額への補助を伴う企業の場合にあっては、 第11条第1号中「2年以内」とあるのは「5年以内」と読み替えるものとする。
- 6 別表5中にあるスモールスタート研究開発業については、令和6年(2024年)3 月31日限り、効力を失う。

附則

(施行日等)

- 1 この要項は、令和3年(2021年)3月1日から施行する。
- (新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うサプライチェーンの生産拠点等の国内回帰に係る特例措置の延長)
- 2 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うサプライチェーンの生産拠点等の国内回帰を 行う場合において、令和2年(2020年)4月7日から令和4年(2022年)3月 31日までに、新たに県内に事業所等を設置するため県との間に立地協定を締結するも の又は県が立会人となって市町村との間に立地協定を締結するものについて、その補助 要件、補助金の算定方法等については、別表6で定めるところにより算定した額とする。
- 3 別表6については、令和4年(2022年)3月31日限り、効力を失う。
- (「令和2年7月豪雨」で被害を受けた球磨川流域市町村等に立地する企業等の特例措置)
- 4 特例措置の対象の市町村は、八代市、人吉市、芦北町、津奈木町、錦町、あさぎり町、 多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村(以下、「球磨川流域市 町村等」という。)とする。対象業種は、球磨川流域市町村等において事業所等を新設、 増設する製造業とする。
- 5 球磨川流域市町村等に事業所等を新設又は増設するため、県との間に立地協定を締結 するもの又は県が立会人となって市町村との間に立地協定を締結するものについて、そ の補助要件、補助金の算定方法等については、別表8で定めるところにより算定した額 とする。
- 6 平成30年(2018年)4月1日から令和2年(2020年)7月4日までに新設、 増設のため、県との間に立地協定を締結したもの又は県が立会人となって市町村との間 に立地協定を締結したものについて、「令和2年7月豪雨」で被害を受けた、球磨川流 域市町村等の企業に限り、新規雇用者の要件は免除する。
- 7 別表8については、令和6年(2024年)3月31日限り、効力を失う。

附則

(施行日等)

1 この要項は、令和3年(2021年)6月1日から施行し、令和3年(2021年) 4月1日から適用する。

附 則

(施行日等)

1 この要項は、令和3年(2021年)8月11日から施行し、令和3年(2021年) 4月1日から適用する。 附則

(施行日等)

- 1 この要項は、令和4年(2022年)4月1日から適用する。 (新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うサプライチェーンの生産拠点等の国内回帰に係る特例措置の延長)
- 2 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うサプライチェーンの生産拠点等の国内回帰を 行う場合において、令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月 31日までに、新たに県内に事業所等を設置するため県との間に立地協定を締結するも の又は県が立会人となって市町村との間に立地協定を締結するものについて、その補助 要件、補助金の算定方法等については、別表6で定めるところにより算定した額とする。 3 別表6については、令和5年(2023年)3月31日限り、効力を失う。

附則

(施行日等)

1 この要項は、令和6年(2024年)4月1日から施行する。

別 表3 (第2条関係)

	1		日本標準産業分類	
	大分類	中分類	小分類	細分類
自動車	製造業	プラスチック製品製造業	工業用プラスチック製品製造業	電気機械器具用プラスチック製品製造業
関連				輸送機械器具用プラスチック製品製造業
				その他の工業用プラスチック製品製造業
				工業用プラスチック製品加工業
			その他のプラスチック製品製造業	他に分類されないプラスチック製品製造業
		ゴム製品製造業	タイヤ・チューブ製造業	自動車タイヤ・チューブ製造業
			ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴ	工業用ゴム製品製造業
			ム製品製造業	
			その他のゴム製品製造業	他に分類されないゴム製品製造業
		なめし革・同製品・毛皮	工業用革製品製造業	工業用革製品製造業
		製造業	その他のなめし革製品製造業	その他のなめし革製品製造業
		窯業・土石製品製造業	ガラス・同製品製造業	板ガラス加工業
				その他のガラス・同製品製造業
			その他の窯業・土石製品製造業	他に分類されない窯業・土石製品製造業
		金属製品製造業	洋食器・刃物・手道具・金物類製造	その他の金物類製造業
			業	
			金属素形材製品製造業	アルミニウム・同合金プレス製品製造業
				金属プレス製品製造業
			金属被膜・彫刻業・熱処理業	金属製品塗装業
				溶融めっき業
				電気めっき業
				金属熱処理業
				その他の金属表面処理業
			ボルト・ナット・リベット・小ねじ	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ
			・木ねじ等製造業	造業
			その他の金属製品製造業	金属製スプリング製造業
				他に分類されない金属製品製造業
		電気機械器具製造業	産業用電気機械器具製造業	内燃機関電装品製造業
				その他の産業用電気機械器具製造業
			電池製造業	蓄電池製造業
			その他の電気機械器具製造業	その他の電気機械器具製造業
		輸送用機械器具製造業	自動車・同附属品製造業	自動車製造業
				自動車車体・附随車製造業
				自動車部分品・附属品製造業
			その他の輸送用機械器具製造業	他に分類されない輸送用機械器具製造業
半導体	製造業	生産用機械器具製造業	半導体・フラットディスプレイ製造	半導体製造装置製造業
関連			装置製造業	フラットパネルディスプレイ製造装置製造業

	電気機械器具製造業情報通信機械器具製造業電子部品・デバイス・電子回路製造業	業電子計算機・同附属装置製造業	真空装置・真空機器製造業 ロボット製造業 他に分類されない生産用機械・同部分品製造業 その他の電子応用装置製造業 その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業 電子計算機製造業 パーソナルコンピュータ製造業 外部記憶装置製造業 印刷装置製造業 その他の附属装置製造業 電子管製造業 光電変換素子製造業 光電変換素子製造業 集積回路製造業 振清ペル・フラットパネル製造業 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業
	情報通信機械器具製造業電子部品・デバイス・電	電子応用装置製造業 その他の電気機械器具製造業 通信機械器具・同関連機械器具製造業 電子計算機・同附属装置製造業 電子デバイス製造業	他に分類されない生産用機械・同部分品製造業 その他の電子応用装置製造業 その他の電気機械器具製造業 その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業 電子計算機製造業 パーソナルコンピュータ製造業 外部記憶装置製造業 印刷装置製造業 その他の附属装置製造業 電子管製造業 光電変換素子製造業 半導体素子製造業 集積回路製造業 液晶パネル・フラットパネル製造業
	情報通信機械器具製造業電子部品・デバイス・電	その他の電気機械器具製造業 通信機械器具・同関連機械器具製造業 電子計算機・同附属装置製造業 電子デバイス製造業	その他の電子応用装置製造業 その他の電気機械器具製造業 その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業 電子計算機製造業 パーソナルコンピュータ製造業 外部記憶装置製造業 印刷装置製造業 表示装置製造業 その他の附属装置製造業 電子管製造業 半導体素子製造業 半導体素子製造業 集積回路製造業 液晶パネル・フラットパネル製造業
	情報通信機械器具製造業電子部品・デバイス・電	その他の電気機械器具製造業 通信機械器具・同関連機械器具製造業 電子計算機・同附属装置製造業 電子デバイス製造業	その他の電気機械器具製造業 その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業 電子計算機製造業 パーソナルコンピュータ製造業 外部記憶装置製造業 印刷装置製造業 その他の附属装置製造業 電子管製造業 ・光電変換素子製造業 ・光電変換素子製造業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	電子部品・デバイス・電	通信機械器具・同関連機械器具製造業電子計算機・同附属装置製造業電子デバイス製造業	その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業 電子計算機製造業 パーソナルコンピュータ製造業 外部記憶装置製造業 印刷装置製造業 表示装置製造業 その他の附属装置製造業 電子管製造業 光電変換素子製造業 半導体素子製造業 集積回路製造業 液晶パネル・フラットパネル製造業
	電子部品・デバイス・電	業電子計算機・同附属装置製造業電子デバイス製造業	電子計算機製造業 パーソナルコンピュータ製造業 外部記憶装置製造業 印刷装置製造業 表示装置製造業 その他の附属装置製造業 電子管製造業 光電変換素子製造業 半導体素子製造業 集積回路製造業 液晶パネル・フラットパネル製造業
		電子デバイス製造業	パーソナルコンピュータ製造業 外部記憶装置製造業 印刷装置製造業 表示装置製造業 その他の附属装置製造業 電子管製造業 光電変換素子製造業 半導体素子製造業 集積回路製造業 液晶パネル・フラットパネル製造業
			外部記憶装置製造業 印刷装置製造業 表示装置製造業 その他の附属装置製造業 電子管製造業 光電変換素子製造業 半導体素子製造業 集積回路製造業 液晶パネル・フラットパネル製造業
			印刷装置製造業 表示装置製造業 その他の附属装置製造業 電子管製造業 光電変換素子製造業 半導体素子製造業 集積回路製造業 液晶パネル・フラットパネル製造業
			表示装置製造業 その他の附属装置製造業 電子管製造業 光電変換素子製造業 半導体素子製造業 集積回路製造業 液晶パネル・フラットパネル製造業
			その他の附属装置製造業 電子管製造業 光電変換素子製造業 半導体素子製造業 集積回路製造業 液晶パネル・フラットパネル製造業
			電子管製造業 光電変換素子製造業 半導体素子製造業 集積回路製造業 液晶パネル・フラットパネル製造業
			光電変換素子製造業 半導体素子製造業 集積回路製造業 液晶パネル・フラットパネル製造業
	子回路製造業	電子部品製造業	半導体素子製造業 集積回路製造業 液晶パネル・フラットパネル製造業
		電子部品製造業	集積回路製造業 液晶パネル・フラットパネル製造業
		電子部品製造業	液晶パネル・フラットパネル製造業
		電子部品製造業	
		電子部品製造業	抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業
			音響部品・磁気ヘッド・小型モータ製造業
			コネクタ・スイッチ・リレー製造業
		記録メディア製造業	半導体メモリメディア製造業
		電子回路製造業	電子回路基板製造業
			電子回路実装基板製造業
		ユニット部品製造業	電源ユニット・高周波ユニット・コントロール
			ユニット製造業
			その他のユニット部品製造業
		その他の電子部品・デバイス・電子 回路製造業	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業
	その他の製造業	他に分類されない製造業	他に分類されないその他の製造業
新エネル 製造業	電気機械器具製造業	電池製造業	蓄電池製造業
ギー・次世		その他の電気機械器具製造業	その他の電気機械器具製造業
代素材関	輸送用機械器具製造業	自動車・同附属品製造業	自動車製造業
連			自動車車体・附随車製造業
			自動車部分品・附属品製造業
		その他の輸送用機械器具製造業	他に分類されない輸送用機械器具製造業
	生産用機械器具製造業	基礎素材産業用機械製造業	化学機械・同装置製造業
		半導体・フラットパネルディスプレ	半導体製造装置製造業
		イ製造装置製造業	フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
		その他の生産用機械・同部分品製造 業	他に分類されない生産用機械・同部分品製造業

			T	
		電子部品・デバイス・電	電子デバイス製造業	半導体素子製造業
		子回路製造業		液晶パネル・フラットパネル製造業
			その他の電子部品・デバイス・電子	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業
			回路製造業	
		電気機械器具製造業	電気計測器製造業	
			その他の電気機械器具製造業	
		プラスチック製品製造業	プラスチック成形材料製造業	廃プラスチック製品製造業
		ゴム製品製造業	その他のゴム製品製造業	再生ゴム製造業
		その他の製造業	他に分類されない製造業	他に分類されないその他の製造業
IT・コンテ ンツ産業	製造業	情報通信機械器具製造業	通信機械器具·同関連機械器具製造 業	その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業
関連	 情報通信	 	未 ソフトウェア業	
因是	1月		/ / F·//エ/ 未	
	未			組込みソフトウェア業
				ゲームソフトウェア業
			 	情報処理サービス業
				1月報処理リーこへ来 その他の情報処理・提供サービス業
食品バイ	製造業	 食料品製造業		ての他の情報処理・提供サービス条
オ関連				
7 民建		飲料・たばこ・飼料製造業		
		生産用機械器具製造業	生活関連産業用機械製造業	食品機械・同装置製造業
		電気機械器具製造業	電子応用装置製造業	医療用電子応用装置製造業
			電気計測器製造業	医療用計測器製造業
		業務用機械器具製造業	医療用機械器具・医療用品製造業	医療用機械器具製造業
				歯科用機械器具製造業
				医療用品製造業
				歯科材料製造業
		化学工業	医薬品製造業	医薬品原薬製造業
				医薬品製剤製造業
				生物学的製剤製造業
				生薬・漢方製剤製造業
				動物用医薬品製造業
			その他の化学工業	農薬製造業
				試薬製造業
		その他の製造業	他に分類されない製造業	他に分類されないその他の製造業
物流施設	運輸業、郵	道路貨物運送業		
関連	便業	倉庫業		
		運輸に附帯するサービス	港湾運送業	
		業	貨物運送取扱業(集配利用運送業を	
			除く)	
			こん包業	
	卸売業、小	各種商品卸売業 他	管理、補助的経済活動を行う事業所	自家用倉庫
	売業	各種商品小売業 他		

別 表4 (第3条関係)

操業開始期日の延長については次のとおり

操業開始期日の延長期間	対象立地企業			
操業開始期日から最長 1 年間	災害発生日以前に立地協定を締結しており、操業開始期日までに期日延長の申出書(以			
	下「申出書」という。)を提出した企業			

- ※ 申出書には、罹災証明書を添付するものとする(罹災証明書の添付ができない場合は、市町村が発行する被災証明書を添付するものとする。さらに被災証明書も添付できない場合は、被災状況等が分かる写真を添付するものとする。)。
- ※ 申出書には、被災した施設または設備について、工事請負業者や機器保守点検メーカーからの「施設・設備の復旧に要する期間についての証明書(以下「証明書」という。)」を添付するものとする(証明書の添付ができない場合は、施設・設備の復旧に要する期間が確認できる書類を添付するものとする。)。

算定方式は次のとおり

補助金額(千円未満は切り捨てる。) = ①(投下固定資産分) + ②(新規雇用分) ※スモールスタート研究開発業及び物流施設関連にあっては、①に事業所等の年間賃借額(敷金、権利金その他これらに 類する諸経費を除く)を含む

事業区分ごとの投下固定資産額・新規雇用者数の基準及び補助金の算定方法は次のとおり

① 投下固定資産分の算定方法

(重点5分野) 3億円(食品バイセミコンダクタ関連 オ関連は1億円) 5人以上 投下固定資産額等×3% モビリティ関連 以上20億円未満	
5.2.7.7.130.2	
新エネルギー関連 食品バイオ関連2 O 億円以上 4 O 億円未満5 人以上 50 人未満投下固定資産額等×3%IT・コンテンツ産業関連50 人以上20 億×3 %+(投下固定資産額等-20 億)×4 %	
IT・コンテンツ産業関連 50 人以上 20 億×3%+(投下固定資産額等-20 億)×4% 5 人以上 投下固定資産額等×3%	15億円
4 O 億円以上 50 人以上 20 億 × 3 % + (投下固定資産額等 - 20 億) × 4 % 100 人未満 100 人 以	
100 人以上 20 億 × 3 % + 20 億 × 4 % + (投下固定資産額等 - 40 億) × 5 %	
研究開発業(スモールスタート 研究開発業を除く。) 5 千万円以上 20 人未満 投下固定資産額等×5%	
20 人以上 50 人未満 20 人以上 投下固定資産額等×7%	15億円
50 人以上 投下固定資産額等×10%	
スモールスタート 1 千万円以上 3 人以上 1 投下固定資産額等× 1 0 %	
研究開発業 2 事業所の年間賃借額(敷金、権利金その他これ	
※令和6年(2020年)3月 らに類する諸経費を除く)に1/2を乗じて得た額	
3 1 日までに新たに県内に事 (操業から4年間)	1 億円
業所等を設置して操業が開始 ※ 適用事業所の指定を受けた1事業所当たりの上	. 16.1 3
されるもの 記2の賃借額は3.3㎡当たり月額 1.5 万円を上	
限とし、1年間の補助額は 1.5 千万円を上限とす	
る。	
物流施設関連	1 億円
建物が賃借の場合 2 事業所の年間賃借額(敷金、権利金その他これ 2 事業所の年間賃借額(財金・産業・産業・産業・産業・産業・産業・産業・産業・産業・産業・産業・産業・産業・	
も同様 らに類する諸経費を除く)に 1 / 2 を乗じて得た額	
(操業から1年間)	
※ 適用事業所の指定を受けた1事業所当たりの上	
記2の賃借額は3.3㎡当たり月額3千円を上限とし、1年間の補助額は5千万円を上限とする。	
一般製造業 3億円以上 5人以上 投下固定資産額等×2%	5 億円

外資系企業	基準なし	基準なし	投下固定資産額等×5%	1.5億円
大規模投資企業(新設のみ)	200億円以上	200 人以上	投下固定資産額等×(8~15%)	50億円
			新規雇用者数300人まで8%	
			以後100名増加毎に1%加算	

- ※ 限度額は、①投下固定資産分と②新規雇用分との合計額とする。
- ※「投下固定資産額等」とは、投下固定資産額と投下リース資産額の合計額のことをいう。

②新規雇用分の算定方法

1人当たりの助成金額(県内居住者のみ)× 新規雇用者数

雇用に対する助成金は下表のとおりとする。

業種	新規雇用者数	1人当たりの助成金額
スモールスタート	~49名まで	5 0 万円/人
研究開発業以外	5 0名~9 9名まで	60万円/人
	100名以上	7 0 万円/人
スモールスタート 研究開発業		50万円/人

- ※ 非正規社員は、助成金額の1/2とする。
- ※ 正社員及び非正規社員の新規雇用者数は各々積み上げるものとする。
- ※ 過疎、離島、半島の適用地域への新規雇用分の算定は助成金の5割増とする。
- ※ 補助金の支払いは1協定当たり、単年度3億円を限度とする。

別 表6 (附則「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うサプライチェーンの生産拠点等の国内回帰に係る特例措置」関係)

補助要件は(1)(2)のいずれかを満たす事業とする

- (1)「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」(以下、「国補助事業」という)の補助要件を満たす事業
- (2) 大企業等の生産拠点の国内回帰(部品等調達先の変更等)に伴い、生産ラインの新設・増設等を行う事業
- ※ 補助要件の確認に当たり、第4条第2項に規定する適用事業所指定申請書に、必要に応じて以下の書類を添付することとする
 - 国補助事業の応募申請書の写し
 - ・国補助事業の要件を満たすことを証する書類(海外生産割合、一国集中度を示す書類等(国補助事業の添付書類に準じる))
 - ・国内回帰を行う事業であることを証する書類(事業計画書、証明書等)

算定方式は別表5と同様

事業区分ごとの投下固定資産額・新規雇用者数の基準及び補助金の算定方式は次のとおり

① 投下固定資産分の算定方式

業種	投下固定資産額等	新規雇用者	(投下固定資産分)の算定方式	限度額
(重点 5 分野) セミコンダクタ関連	3億円(食品バイオ関連は1億円)	5 人以上	投下固定資産額等×5%	
モビリティ関連 新エネルギー関連 食品バイオ関連	以上20億円未満20億円以上	5 人以上	投下固定資産額等×6%	1 5 億円
IT・コンテンツ産業関連				
一般製造業	3 億円以上	5 人以上	投下固定資産額等×4%	5 億円

- ※ 限度額は、①投下固定資産分と②新規雇用分との合計額とする。
- ※「投下固定資産額等」とは、投下固定資産額と投下リース資産額の合計額のことをいう。

②新規雇用分の算定方式は別表5と同様

- ※ 非正規社員は、助成金額の1/2とする。
- ※ 正社員及び非正規社員の新規雇用者数は各々積み上げるものとする。
- ※ 過疎、離島、半島の適用地域への新規雇用分の算定は助成金の5割増とする。
- ※ 補助金の支払いは1協定当たり、単年度3億円を限度とする。

別 表7 (第3条関係)

操業開始期日を延長できる期間は次のとおり

操業開始期日の延長期間	対象立地企業
操業開始期日から最長1年間	令和4年(2022年)3月31日までに操業開始期日を迎える企業のうち、操業
	開始期日までに期日延長の申出書(以下「申出書」という。)を提出した企業

- ※ 申出書には、新型コロナウイルス感染拡大の影響を証明できる決算書等を添付するものとする。
- ※ 申出書には、操業開始までの雇用計画書を添付するものとする。

別 表8 (附則「令和2年7月豪雨」で被害を受けた球磨川流域市町村等に立地する企業等の特例措置)

【特例1】

球磨川流域市町村等に<u>立地する企業等</u>の特例措置に関する算定方式は別表5と同様

- ※ 限度額は、①投下固定資産分と②新規雇用者分との合計額とする。
- ※ 補助金の支払いは1協定当たり、単年度3億円を限度とする。
- ① 投下固定資産分の算定方式
 - ・投資が地域資源の活用又は本県の発展・創造的復興に資する先進的な取組みの場合 ※具体的には地場企業との取引の拡大、環境に配慮した製造装置の導入等を伴う投資

業種	投下固定資産額等	新規雇用者	(投下固定資産分)の算定方式	限度額
(重点 5 分野) セミコンダクタ関連	5千万円以上20億円未満		投下固定資産額等×5%	
モビリティ関連新エネルギー関連食品バイオ関連IT・コンテンツ産業関連	20億円以上	2 人以上	投下固定資産額等×6%	1 5 億円
一般製造業	5千万円以上		投下固定資産額等×4%	5億円

• 上記以外

業種	投下固定資産額等	新規雇用者	(投下固定資産分) の算定方式	限度額
(重点5分野) セミコンダクタ関連	5千万円以上20億円未満		投下固定資産額等×3%	
モビリティ関連新エネルギー関連食品バイオ関連IT・コンテンツ産業関連	20億円以上	2人以上	20 億×3%+(投下固定資産額等-20億) ×4%	15億円
一般製造業	5千万円以上		投下固定資産額等×2%	5億円

^{※「}投下固定資産額等」とは、投下固定資産額と投下リース資産額の合計額のことをいう。

② 新規雇用分の算定方式は別表5の②と同様

【特例2】

球磨川流域市町村等で被害を受けた企業等の特例措置に関する算定方式は別表5と同様

- ※ 被災企業である場合、証明として罹災証明書を添付するものとする(罹災証明書の添付ができない場合は、市町村が発行する被災証明書を添付するものとする。さらに被災証明書も添付できない場合は、被災 状況等が分かる写真を添付するものとする。)
- ※ 熊本県なりわい再建支援補助金により補助を受け、新設、増設を行った事業所等は本特例措置の対象外とする。

企業立地促進補助金交付要領

1 第2条関係

- (1) 第1項に定める「立地企業」とは、県若しくは市町村が誘致活動を行い、県又は市町村の間で立地協定を締結するものをいう。
- (2) 第14項における「正社員」とは、当該企業における正社員の就業規則を適用した者をいう(なお、無期労働契約に転換した契約社員等は含めない。)。
- (3) 第16項における「独立した事業所等」とは、既存の建物と別建物を建設することをいう。
- (4) 第16項における「当該事業所等の敷地以外」とは、隣接地等であり、かつ、生産工程上、環境保全上若しくは管理運営上極めて密接な関係があり一体となっている場合を除くものとする。

2 第3条関係

同条に定める「新規雇用者」とは、立地協定締結日から操業開始日までの間に新設し、 又は増設した事業所等に新たに従事することになる常用の雇用者(派遣職員は含まない) のことで、当該事業所等の新・増設に伴い、県外事業所からの 配置転換により当該事 業所に従事する人員は雇用者数に含め、退職や県外事業所への配置転換、県内の他の事 業所等における配置転換、解雇等によって減員となった人員は雇用者数から控除する。

3 第8条関係

第3項に定める「知事の指定する期間内に分割して交付」とは、1件当たり単年度3 億円を超える額の場合とする。